

結城市協働のまちづくり推進事業補助金審査委員会設置要項

(設置)

第1条 市民団体等が自主的・自発的に行う公益的な事業に対し、経費の一部を補助する結城市協働のまちづくり推進事業（以下「補助事業」という。）の公平かつ効果的な運用を図るため、結城市協働のまちづくり推進事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を協議し、その結果を市長に意見を付して報告するものとする。

- (1) 補助事業の審査方法及び審査基準等に関すること。
- (2) 補助事業の審査の実施及び補助対象事業の選定に関すること。
- (3) その他補助事業に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者を充て、知識経験者及び市民代表については、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 1人
- (2) 市民代表 6人

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事において、議決をする必要があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、補助事業の内容を審査するため必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が補助事業の申請者（当該団体に所属している者を含む。）である案件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、総務部まちづくり協働課において処理する。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、別に定める。

付 則

この告示は、平成21年1月9日から施行する。

付 則（平成21年3月27日告示第54号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月26日告示第61号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月11日告示第30—1号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成31年2月1日告示第10号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月31日告示第79号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。